

中途失聴・難聴者のための手話講習会

県内に居住している、おおむね18歳以上の中途失聴・難聴者の方及びその家族の方を対象に、下記のとおり手話講習会を開催します。

会場には、要約筆記（話の内容をOHPにてスクリーンに映し出す）を準備しますので、全く聞こえない方でも安心して受講できます。

○受講期間 6月14日～平成27年 2月21日（15回）
毎月第2・4土曜日10:00～正午
（第1・3土曜日の場合あり）

○場 所

【水戸会場】水戸市福祉ボランティア会館
（JR常磐線赤塚駅北口徒歩1分）

【土浦会場】土浦市総合福祉会館（ウララ2ビル4階）
（JR常磐線土浦駅西口徒歩3分）

○クラス等 初級～中級程度 15名

○内 容

- (1) 手話の知識とコミュニケーション
- (2) 聴覚障害についての情報保障について
- (3) 読話の講習

○費 用 テキスト代実費

○申込方法 6月1日（日）までに、はがきまたはFAXで氏名、住所、FAX番号（または電話番号）、年齢、希望会場を記入のうえ、お申し込みください。

申込・問 茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」
中途失聴・難聴者コミュニケーション講習会係
（〒310-0844 水戸市住吉町349-1）
☎029-248-0029 FAX029-247-1369
※休館日/月曜日午後、火曜日、祝日

相 談

難聴相談会～聞こえて困っている方へ～

聞こえてお悩みの方とその家族の方を対象に、聞こえに関する情報をお届けする難聴相談会を開催します。

○日程及び場所

6月29日（日） 常陸太田市生涯学習センター講座室1・2
（常陸太田市中城町3280）

8月 3日（日） 阿見町中央公民館1階多目的室
（阿見町若栗1886-1）

9月 6日（土） 笠間市立笠間図書館 ホール
（笠間市石井2023-1）

○内 容

- (1) 県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」について
- (2) 様々なコミュニケーション方法（難聴当事者の話）
- (3) 要約筆記について（要約筆記者の話）
- (4) 補聴器、補聴援助機器について（補聴器取り扱い販売店の話）

○そ の 他 ・補聴器、補聴援助機器の展示あり
・要約筆記あり（話し手の言葉を文字にします）

○申込方法 FAXまたはEメールでお申し込みください。（当日参加も可能です）

申込・問 茨城県立聴覚障害者福祉センター
「やすらぎ」難聴相談会担当
（〒310-0844 水戸市住吉町349-1）
☎029-248-0029 FAX029-247-1369
✉info@center-yasuragi.or.jp

全国一斉特設人権相談

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。

また、小学校等での人権教室の開催や街頭キャンペーンなどを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めています。

本市には市長から推薦され、法務大臣が委嘱した9名の人権擁護委員がいます。

「人権擁護委員の日」に合わせ、下記のとおり特設人権相談を実施します。市の人権擁護委員が人権問題などでお困りの方のご相談を受け付けます。お気軽にご来場ください。

○開催日時 6月1日（日） 9:00～正午

○場 所 物産センター 北斗星（鶯子272）

問 常陸大宮市人権擁護委員協議会事務局
（本庁 市民課市民G）

☎52-1111 内線102 FAX53-5415

✉shimin@city.hitachiomiya.lg.jp

法務総合相談所開設

○日 時 6月1日（日） 10:00～16:00
（受付15:00まで）

○場 所 水戸地方法務局常陸太田支局
（常陸太田市山下町1221-1）

○相談内容

境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、サラ金の取立て問題、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題など

○料 金 無料

問 水戸地方法務局常陸太田支局

☎0294-73-0221（担当：総務係長 野口）